

鬼北町議会 6月定例会

第2回鬼北町議会定例会は6月17、18の2日間で開催されました。会では請願3件、発議1件、議案5件、諮問1件、推薦1件が提案され、請願3件が不採択となり、その他の案件については原案のとおり可決・同意・推薦されました。

請願

●住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める請願書について

●「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める請願について

●「特定秘密保護法の廃止を求める意見書」の提出を求める請願について

発議

●ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書(案)について

議案

●鬼北町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

●土地の取得について

●平成26年度鬼北町一般会計補正予算(第1号)について

●平成26年度鬼北町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について

て

●平成26年度鬼北町ニュータウン鬼北の里特別会計補正予算(第1号)について

諮問

●鬼北町人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

推薦

●鬼北町農業委員会委員の推薦について

一般質問

◆井上 博 議員

【学校・保育所・公園・集会所等の遊具および樹木の管理について】

問 遊具施設は町内に何か所あるのか。

答 保育所が7カ所、小学校6校と広見中学校、建設課が所管する国遠団地内公園1カ所、企画財政課が所管する集会所に7カ所、産業課が所管する公園1カ所、合計23カ所である。

問 遊具の新規導入計画はあるのか。

答 現在のところ、計画はないが、既存の遊具の老朽化などに伴う更新については、必要に応じて整備していきたい。

問 遊具および樹木の点検・管理体制はどのようになっているのか。

答 保育所の遊具については、専門業者による点検を年1回実施しているほか、毎月1回職員による点検を行い、異常がある場合には使用を停止し、必要に応じ交換や修繕あるいは撤去等の措置を講じることとしている。また、保護者の方々のご協力を得て、年1回〜2回は点検を兼ね、ペンキ塗りや小修繕等してもらっている。

学校については、毎月1回職員による目視、触診等による点検を実施しているほか、専門業者による点検を4〜5年に1回行っている。近年では平成19年10月から12月にかけて、全遊具73基の点検を行い、不具合が見られるものについては廃棄処分等の措置をとったところである。

また、建設課所管および産業課所管分についても、年に数回、職員による点検を行い、必要に応じて修繕等を実施しており、下鍵山公園の遊具については、一昨年、職員の手により塗装をやり直したところである。

なお、企画財政課所管の集会所設置分及び産業課所管分については、地元自治会等に管理をお願いしているところである。

また、樹木についても必要に応じ消毒、剪定、枯れ枝の除去等を行っている。

【告知放送システムについて】

問 各家庭に配置された告知端末が故障した場合、どのように対処しているのか。

答 屋内配線、屋外配線、機器の種類に関わらず、故障の原因が明らかに使用者の不注意によるもの以外は全て町が経費を負担し、修繕あるいは機器の交換を行っている。

実際の修繕においては、住民からの連絡があった後、町担当係が、現地確認や防災センターのサーバーからの遠隔操作による確認を行い、およその原因を把握したうえで、公費負担が受益者負担かの費用負担の切り分け作業を行った後、維持管理者に報告し、機器交換や配線修理の手配を行っている。

交換を要する機器については、維持管理者から町へ送致され、その後、町からメーカーの工場へ送致して修繕を行っている。また、配線については、再利用できる場合は再利用している。

修繕に要する期間は、原因により異なるが、告知端末のみの交換であれば最短で当日交換が可能である。屋外機器である引込端末および各配線の交換を伴うものは、通常2週間程度の時間を要している。修繕が必要な引込端末については、回収後、メーカーの工場へ送致しての修繕となるので、約1カ月の期間を要する。